

令和8年度首里城正殿完成記念イベント運営事業委託業務企画提案仕様書

1. 業務名称 令和8年度首里城正殿完成記念イベント運営事業委託業務

2. 委託期間 契約締結の日から令和9年3月12日まで

3. 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 105,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。

（この金額は企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注：「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

- ① 人件費
- ② 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他必要と認められる費目）
- ③ 再委託費
- ④ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）
- ⑤ 消費税

4. 業務目的

本業務は、令和8年秋に予定されている首里城正殿の完成を復興の大きな節目と捉え、首里城復元・復興を想う様々な主体と正殿完成を祝うとともに、首里城に象徴される沖縄の歴史・文化を含めた“沖縄の魅力”を国内外に発信し、その価値を高めながら次世代に継承していけるよう、首里城の復旧・復興の機運醸成を図るイベントを実施する。

5. 業務内容

業務内容については以下のとおりとする。各項目の実施にあたっては、安全管理対策（荒天時の対応含む）に配慮した内容とすること。また、実際に実施するイベントの内容については県および県が別途設置するサポート事務局と調整の上で決定するものとする。なお、決定後においても状況の変化等により、協議の上、実施内容を変更することがある。

(1) 「正殿供用開始イベント」の実施

首里城正殿復元を祝うとともに来園者を歓待する以下のイベントを実施する。実施する時期は令和8年秋に予定されている正殿の一般供用開始の日以降とする。

① 「正殿完成オープニングセレモニー」の実施

首里城正殿の一般供用開始に併せ、県民等とともに、正殿完成を祝い、開園を記念するため、オープニングセレモニーを開催する。

- ・実施する時期は首里城正殿一般供用開始日とする。
- ・オープニングセレモニーの会場は、首里城公園内とする。具体的には国等と調整の上決定となるが、下之御庭での実施を想定し提案すること。
- ・テープカットや、子どもたちと「SHYRI NO UTA」を合唱したり、世界の県人会と中継し祝賀メッセージをいただくなど、国内外に向けて一般供用開始を印象付ける内容とすること。
- ・オープニングセレモニーの参加者（招待者）は300名程度を想定すること。招待者は県と調整のうえ、決定する。
- ・セレモニー招待者への案内状の発送を行うこと。
- ・オープニングセレモニーの内容、実施スケジュール（準備含む）を提案すること。
- ・セレモニーの運営体制、安全管理体制を提案すること。
- ・なお、首里城公園周辺の交通渋滞を防止するため、セレモニー参加者の送迎体制について県及び関係機関と調整が必要となることに留意すること。

②「正殿供用開始を祝うイベント」の実施

首里城公園内で、正殿完成を祝うとともに、来園者等を歓待するイベントを行うこと。当該イベントは、舞台イベントではなく、首里城公園全域で楽しめるイベントとすること。企画提案にあたっては、歓待すべきターゲットが寄附者を含め、さまざまな形で復興に関わった方たちとなることに留意すること。

- ・実施する時期及び実施日数については、正殿の一般供用開始日以降（供用開始日を含めるものとする）に6日間以上、連続して実施するものとする。
- ・当該イベントは首里城公園の開園時間帯に開催するものとする。
- ・イベント内容、実施スケジュール（準備含む）を提案すること。
- ・来園者がイベント会場内を安全に滞在・周遊できるよう、動線確保、案内板の設置、係員の配置、必要に応じて警備員を配置するなど、必要な安全管理の方法について提案すること。
- ・首里城公園が閉園している時間帯の安全管理の考え方（設備の撤去が可能か、警備員を配置するかなど）についても提案すること。

なお、想定される内容は以下の通り（例示であり提案に含まれなくてもよい）。

（例）首里城公園に特別な装飾を行う（幟やバルーン等）パーク内ドレッシング、往時の人物や沖縄ゆかりの有名人等に扮したキャラクターが園内を闊歩しており見つけると記念品がもらえるイベント、公園内の特定の場所でARが起動し、謎解きに参加できるイベントなど

③「次世代につなぐイベント」の実施

未来を担う子どもたち（小学生を対象とする）が主役となる、琉球の歴史・文化を観て学び体験できるイベントを実施すること（募集・広報・取りまとめ含む）。

実施する時期及び実施日数については、正殿供用開始日以降（供用開始日を含めないでもよい）の土日を含めた2日間以上とする。

- ・イベントは首里城公園内で実施すること。
- ・雨天時の対応についても提案すること。
- ・イベント内容、子どもたちの募集方法、スケジュールについて提案すること。

④「一般公募イベント」の運営

首里城公園内に舞台を用意し、民間を含めた様々な主体に参画を呼び掛け、芸能等を披露いただく舞台イベントを一般公募し、運営を行うこと。県民の「首里城正殿完成を祝いたい」という想いを受け止め、首里城復興の気運向上に繋げることを目的とする。

- ・時期は、正殿供用開始日以降（開始日を含めないでもよい）、6日間以上（連続しなくてもよい）実施するものとする。1日あたり3時間以上は確保すること。①、②とは時期をずらすこと。
- ・場所は、首里城公園内とする。
- ・一般公募イベントの参加要領の作成、参加希望団体等の募集、受付、広報を行うこと（受付を行う事務局を設置し対応すること）。
- ・舞台および基本設備を用意すること。（芝生広場を想定しているが、雨天対策も検討し、別会場も検討すること。）
- ・一般公募イベント公募時に公募内容に関する説明会を開催すること（オンライン併用）。
- ・一般公募イベントのスケジュール調整を行うこと（県及び首里城公園指定管理者と連携して実施すること）。
- ・参加に関する費用（人件費、交通費、宿泊費、運送費、材料費、衣装等の経費）は参加者負担とするが、舞台設備および公園占用料等の首里城公園の使用に係る費用は受託者で負担するものとする。
- ・イベント実施期間中は首里城公園において参加者の案内、イベントの管理運営（安全管理対策）を行うこと。
- ・舞台の設置場所、基本設備の内容、雨天時の対応、観客席（席数、配置方法）について提案すること。
- ・公募方法、公募およびイベントスケジュール、イベントの管理運営方法について提案すること。

⑤ 関連制作業務

- ・イベントに必要な制作物（横断幕、案内看板等）を手配すること。
- ・上記①～④の実施に必要な制作物について提案すること。

⑥ 許可申請業務

- ・事業実施に必要な関係機関への許可申請等の手続きを行うこと。あわせて、スムーズな運営や設営、撤去ができるよう、会場管理者および関係者との連携を密に行うこと。
- ・上記①～④の実施に必要なと想定される手続きと実施体制について提案すること。

(2)「世界遺産等関連イベント」の実施

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されている施設（関連含む）にお

いて、関連する歴史・文化を学ぶとともに、首里城正殿完成をPRするイベントを行うこと。イベントは「首里城正殿」「今帰仁城跡」「座喜味城跡」「勝連城跡」「中城城跡」を対象とする。

「斎場御嶽」「玉陵」「識名園」については、イベントではなく、パネル展等を行うこと。

- ・実施する時期および実施日数については、正殿供用開始前を含め、令和9年2月までの間に、各施設ごとに土日を含む計2日以上実施すること。
- ・各施設において適切なイベント手法を提案すること。
- ・各施設所管市町村には協力いただくよう、県から提案し了承いただいているところであるが、イベントの検討にあたっては各施設の歴史や周辺環境に配慮したものとする。
- ・イベント参加者に対しアンケートを行い、効果検証を行うこと。
- ・イベントスケジュール、イベントイメージについて提案すること。
- ・多くの方に観覧してもらう企画（広報展開含む）を提案すること。
- ・なお、首里城正殿において夜間等の首里城公園閉園時間帯にイベントを行う場合は、以下に留意すること。

○特別に開園申請をする必要があること（国、指定管理者と調整が必要となる）。

○首里城公園内（有料区域を含む）は工事の進捗状況により使用できない区域が出てくる可能性があること。

※安全管理の面から、有料区域内に同時に滞留する人数が200人程度となるようコントロールが必要となること。

○イベントの参加受付は、事前予約（事前申込み）制とすること。また、有料区域内への入場に係る入場料や徴収方法等については、受託決定後に県及び首里城公園の指定管理者と協議の上、決定すること。

○参加者がイベント会場内（有料区域及び無料区域）を安全に滞在・周遊できるよう、混雑を避けるための動線確保、仮設照明や案内板の設置、係員の配置、看護師の配置、必要に応じて警備員を配置するなど、必要な安全管理を行うこと。併せて、感染症対策・荒天時、地震等の天災発生時の対応を講じること。

（3）イベントにかかる映像配信

- ・「正殿完成オープニングセレモニー」「正殿供用開始を祝うイベント」「次世代につなぐイベント」「一般公募イベント」「世界遺産等関連イベント」の実施と併せて、その様子を映像に撮り、併せて、オンラインによる配信を行うこと。
- ・配信映像は、日本語ナレーションバージョンと英語ナレーションバージョンの2種類とすること。

（4）正殿完成記念イベントプロモーション

①広報業務

- ・各イベントの実施に際し、新聞や放送、ウェブ、SNS等のメディアの活用や、ポスター、パンフレットといった広報物を制作し、イベント本番に向けた周知プロモーションを行うこと。

- ・同時期に開催される関連イベントや、その他、沖縄県首里城復興課が連携を必要とするイベントと連携し、広報展開を行うこと。

(7) 監修者の配置

本事業を瑕疵なく実施するために相応しい首里城の歴史・文化に係る監修者から助言を受けること。

(8) 正殿供用開始イベント時における交通渋滞対策業務

首里城周辺の交通渋滞対策として、正殿供用開始イベント実施期間は、ゆいレール首里駅及びてだこ浦西駅から首里城公園までのシャトルバスを運行すること。また、イベント後は効果検証をおこない、報告すること。

(9) イベントにおける安全管理

- ① 首里城公園の使用にあたっては、関係機関（国立沖縄記念公園事務所、県都市公園課）への許可申請等の手続き等が必要となることから、安全管理の対策を徹底したイベント実施計画を作成し許可申請等の手続きを行うこと。
- ② 参加者がイベント会場内（有料区域及び無料区域）を安全に滞在・周遊できるよう、会場内の混雑を避けるための動線確保、必要に応じて仮設照明や案内板の設置、係員の配置、警備員を配置すること。あわせて感染症対策・荒天時、地震等の天災発生時の対策を講じること。
- ③ 会場設営における各種機材や配線の設置場所、電力（分電盤）の使用、各種機材などの仮置き場の位置などについては、事前に関係者とも調整する必要があるため、次の事項に留意のうえ会場設営を行うこと。
 - ・イベント実施に伴い、首里城公園内に機材等の仮設物を設置する場合は、来場者の安全や景観を損なわないように設置すること。
 - ・電気及び通信等のケーブル配線や仮設分電盤の設置等が必要となる場合においては、安全管理の対策（養生、漏電対策など）を十分に行うこと。
- ④ 安全管理の対策にあたっては、安全確認のチェック内容・手順を示す資料（会場設営図に基づくチェックリスト等）を作成し、受託事業者の人員配置と役割分担を実施体制図等で明確にすること。また、資料を作成する際には、県・受託事業者・施設管理者の3者で資料の記載内容などを確認すること。
- ⑤ イベントに関する連絡調整については、受託事業者の総括責任者が窓口となって対応することとし、必要に応じて県担当者、施設管理者の担当者と適宜調整を行うこと。
- ⑥ イベントの安全管理対策については是正の必要があると県が判断した場合は、その求めに応じ、かかる費用については、当該業務委託の委託料で負担すること。
- ⑦ イベント開催時間中に施設側の看護師が配置されていない場合、看護師を1名配置（イベント開催時間中は常駐）すること。併せて、車イスや救急用品等を準備すること。

(10) 留意事項

- ・国営部分（有料区域を除く城郭内）に設置物を置く際には占用料が発生する場合がある。
- ・本イベント参加者及び使用機材等について、不可抗力を含む災害等に備え、保険に加入し県に保険加入を証する書類等を提示すること。また、再委託先等の保険加入についても同様の対応をとること。
- ・首里城公園内の構造上トラックやクレーン、台車で搬入出の困難な場所があるため、機材及

び設営足場等の持ち込みに人員を配置する必要がある。

- ・首里城公園内の構造上、一部閉扉施設されないエリアがあるため、夜間を通し機材等を設置した状態のままにする場合、夜間警備の人員が必要となる場合がある。
- ・本イベント実施に際し、事前に草刈り作業や仮設トイレ等の設置が必要な場合は本業務の受託事業者で行うこと。

6 成果物等

受託事業者が提出すべき成果物等は表のとおりとする。

表 成果物等一覧

項目	内容
業務完了報告書	本業務の製作物や実施に用いた物等を含む報告書としてデジタルデータ（編集可能な形式）及び印刷物を格2部 ※デジタルデータはUSB等に保存したものを納品する（以下同じ）。
配信映像動画	高解像度により撮影されたもので、形式はMP4等の汎用性のある形式とすること。
その他	発注者が業務に関するものとして指示したもの

7. 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により、県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示す業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

<簡易な業務>

資料の収集・整理

資料の複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

また、以下に示す契約の主たる部分については、再委託をしてはならない。

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

8. 契約不適合責任

県への引き渡し日から起算して 1 年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

9. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権）を、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託事業者は、県の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て、利用若しくは第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 成果物に係る肖像権、著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。

10. その他留意事項について

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。
- (2) イベント実施に係る費用（備品借用費など）は、全て委託料に含むものとする。また、事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (3) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 契約時の見積から金額が変更となる場合には、執行前に、県に対して速やかに協議を求めると。
- (5) 県内における感染症等の感染状況によって、本仕様書や実際の委託契約仕様書等を変更する場合がある。
- (6) 当該イベントの実施に起因する会場内建造物の破損や汚れ等については受託者が現状復帰を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により委託者、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、契約締結後すみやかに本業務の実実施計画、工程表及び体制図を提出し、委託者の承認を得ること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明示すること。
- (9) 本業務委託料にかかる支出について、帳簿及び証拠書類を当該業務終了の年度から起算して 5

年間整備保管しておくこと。また、受託者は必要に応じて委託者からのこれらの証拠書類の提出、開示請求に応じること。